(第3案(修正))



※このプランは、総合計画、基幹計画に 基づき策定された個別計画です。

# 都市機能の整った快適なまち推進プラン

2021年(令和3年) 月 逗子市

# 目次

第1章	計画の策定について			
1 - 1	策定の目的		•	2
1 - 2	計画の位置づけ		•	3
1 - 3	計画の期間		•	5
1 - 4	リーディング事業		•	6
1 - 5	計画の推進		•	8
第2章	都市機能の整った快適なまちにする	ために		
2 - 1	4つの基本目標		•	9
2 - 2	プランの体系		•	10
2 - 3	アクション内容		•	11
2 - 4	重点事業		•	21

## 第1章 計画の策定について

## 1-1 策定の目的

2015年(平成27年)3月に策定された「逗子市総合計画」では、逗子市のいつまでも変わることのない理想像と将来像の実現に向け、「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」が定められました。

都市機能の整った快適なまち推進プランは、5本の柱の一つである「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」を実現するため、「取り組みの方向」である「都市機能の整った快適なまち」を具体化するために、基本的な考え方や方向性を示したものです。

## 「都市機能の整った快適なまち」への取り組みの方向(逗子市総合計画より)

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー\*\*化を図り、また、地震をはじめとした自然災害を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

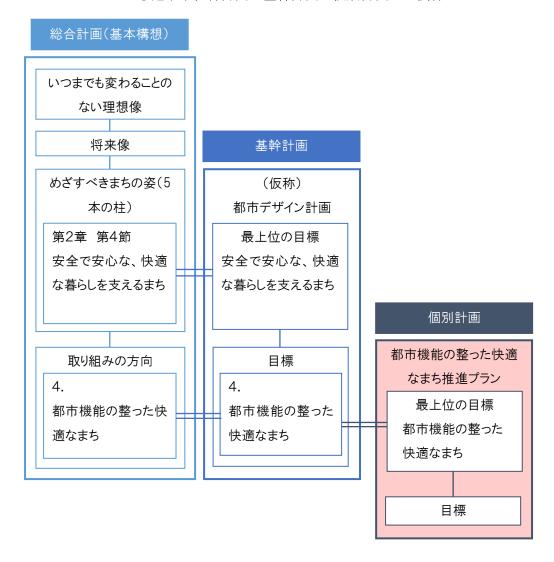
#### 1-2 計画の位置づけ

「逗子市総合計画」の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、 個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。

そして、この三層は、総合計画基本構想における「めざすべきまちの姿(5本の柱)」 と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最 上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定しています。

総合計画における「めざすべきまちの姿(5本の柱)」、「取り組みの方向」と整合した内容で策定が予定されている基幹計画「(仮称)都市デザイン計画」については、都市機能の整った快適なまち推進プランにおいて示す考え方を反映し策定します。

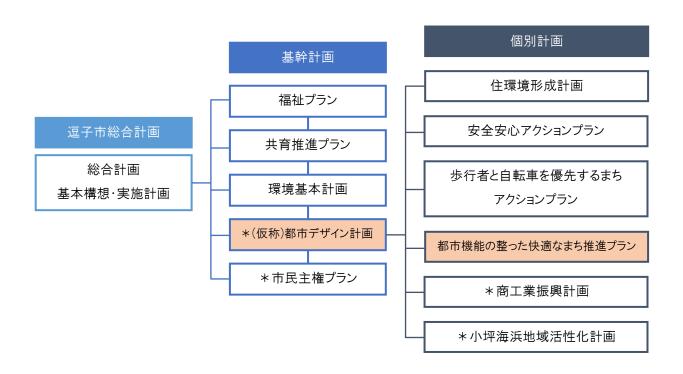
#### ●逗子市総合計画と基幹計画・個別計画との関係



逗子市総合計画の下には5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画は $4\sim6$ 本の個別計画から成り立っています。

都市機能の整った快適なまち推進プランは、策定が予定されている基幹計画「(仮称) 都 市デザイン計画」の下位に位置付けられる個別計画となります。

## ■計画体系図

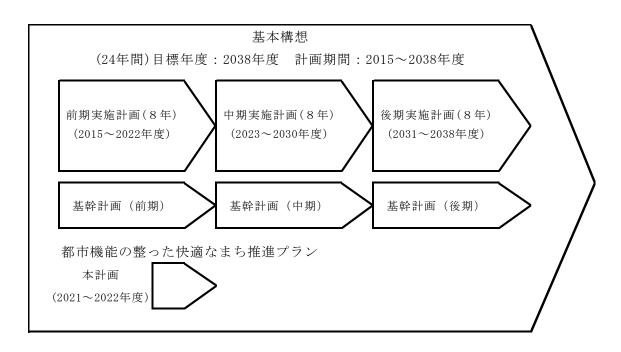


\*印は、前期実施計画期間中(2022年度)までに策定予定

## 1-3 計画の期間

現在の総合計画は、計画期間を2015年度(平成27年度)から2038年度(令和20年度)までの24年間としており、総合計画実施計画については全体の計画期間を8年ごとに前期・中期・後期と区切っています。このため、個別計画として策定する都市機能の整った快適なまち推進プランは、計画期間を2021年度(令和3年度)から2022年度(令和4年度)とします。

## ●計画期間のイメージ図



## 1-4 リーディング事業

本市では、平成27年度からの総合計画の中で、JR 東逗子駅前用地活用事業及び市営住宅整備事業がリーディング事業(※)に位置付けられています。実施に当たっては、都市機能の整った快適なまちを実現するために、本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー化の推進をしていく工夫が求められます。

## リーディング事業1

事業名	JR 東逗子駅前用地活用事業		所管名	企画課	
事業概要	対象:市、市民、事業者				
	主	な事業内容			
2015(平	2015 (平成 27) 年度~2018 (平成 30) 年度 2019 (平成 31) 年度~2022 ( <b>令和 4</b> ) 年度				
<ul><li>調査・研</li><li>・庁内プロ</li><li>・関係者、</li></ul>	○ (仮称) JR 東逗子駅前用地活用計画の策定 調査・研究 庁内プロジェクトチームによる検討 関係者、関係機関との話し合い 市民説明会の開催				
	目標【2018(平成30)年度】 現状【2013(平成25)年度末】				
	(仮称) JR 逗子駅前用地活用計画について、市民や事業者、地権者との合意 形成が図られている。 計画の策定に着手していない。				
	目標【2022(令和4)年度】 現状【2013(平成 25)年度末			状【2013(平成25)年度末】	
(仮称) JR 東	[逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備	<b>備を行う。</b>	計画	<b>画の策定に着手していない。</b>	

## リーディング事業2

事業名	市営住宅整備事業		所管名	都市整備課	
事 業 目的:健康で文化的な生活を営むことができる市営住宅を計画的に整備する。 対象:市営住宅の利用者及びこれから市営住宅を必要とする市民 手段:市営住宅管理計画に基づき、市営住宅の計画的な整備・配置を実施するとともに、既存市 営住宅のバリアフリー化を推進する。					
	主	な事業内容			
2015(平	成 27) 年度~2018 (平成 30) 年度	2019(平成	え31) 年度~	~2022( <b>令和4</b> )年度	
○桜山住宅	の整備	○既存市営住宅の	バリアフリ	一化	
○市営住宅	○市営住宅管理計画の更新				
○既存市営	住宅のバリアフリー化の検討				
	目標【2018(平成30)年度】		現状	【2013(平成 25)年度末】	
市営住宅管理計画に位置付けられた目標管理戸数の再整備が行われてい る。 8 箇所 124 戸			所 124 戸		
目標【2022(令和4)年度】			現状	【2013 (平成 25) 年度末】	
市営住宅の	バリアフリー化率が 100%になっている	0	59 パ	ペーセント	

※リーディング事業とは、総合計画実施計画の計画期間で取り組むべき事業のうち、最も重要な事業であり、基本構想の取り組みの方向の推進をけん引する事業です。

なお、市営住宅整備事業については、既に目標が達成していることから、参考に記載しています。

#### 1-5 計画の推進

- (1)都市機能の整った快適なまち推進プランに位置付けられた事業(以下「事業」という。)は、「逗子市総合計画」及び「逗子市公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら実施していきます。
- (2) 事業は次のとおり分類します。
  - ①総合計画実施計画に位置付けられたリーディング事業
  - ②基幹計画 ((仮称)都市デザイン計画:2021.3月現在未策定)策定時に位置付けられる予定の重点事業
  - ③その他事業
- (3) 事業を適切に実施していくために進行管理を行います。
- (4) 進行管理は「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」からの意見聴取を踏まえ、 毎年度実施します。
- (5) リーディング事業及び重点事業については、「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」での意見聴取後、基幹計画の懇話会に進捗状況を報告し、さらに総合計画審議会においても審議されることにより進行管理を行います。(基幹計画が策定されるまでの間は「総合計画審議会」に報告し、進行管理を行います。)

## 第2章 都市機能の整った快適なまちにするために

#### 2-1 4つの基本目標

都市機能の整った快適なまち推進プランでは、「逗子市総合計画(実施計画第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 4 都市機能の整った快適なまち)」において掲げられた基本構想の取り組みの方向の具現化を目指します。そのために、4つの基本目標を定め、目標毎に関連する事業を推進していきます。

## (1) 都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や市営住宅、下水道の適切な管理等と環境改善を図っていきます。

#### (2) バリアフリー化の推進

高齢化の急速な進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応するため、 道路施設や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

## (3) 土地の利活用

公有地を有効活用することで、公共施設の再配置・統廃合を行うとともに、利便性の 向上及び地域の活性化を図っていきます。

## (4) 公共施設の統廃合・再編・長寿命化

人口減少や少子高齢化の進展などによる公共施設等の利用需要の変化が予想されている中、インフラ資産\*を含むすべての公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを中長期的な経費や充当可能な財源見込み等も勘案し計画的に行うため「逗子市公共施設等総合管理計画」に基本方針等が取りまとめられました。

今後の具体的な取り組みは、逗子市公共施設等総合管理計画に位置付けられた個別施設計画で行い、進行管理は逗子市行財政改革推進本部で行います。

## 2-2 プランの体系

# 都市環境の改善

- 道路環境の改善
- 道路の維持管理
- 下水道の管理等

# バリアフリー化の 推進

• 公共施設のバリアフリー化 の推進

# 土地の利活用

• 民間活力を視野に入れた公 有地の利活用

# 公共施設の統廃合・ 再編・長寿命化

公共施設等の統廃合・長寿 命化

## 2-3 アクション内容

## 2-3-1 都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や市営住宅、下水道の適切な 管理等と環境改善を図っていきます。

## 取り組み①: 道路環境の改善

アクション	狭あい道路*の整備	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・狭あい道路について、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また、緊急車両の通行の必要性から、狭あい道路整備事業により寄付を受けた道路の拡幅や隅切り等の整備を行います。 また、広報誌や特定行政庁である神奈川県の協力を得て、啓発を図っていきます。		
関連計画等	神奈川県(逗子市)狭あい道路拡幅整備促進計画		
取り組み事業	狭あい道路整備事業		

アクション	   道路沿いのがけ崩れ対策	所管名	都市整備課
7773	坦路伯( '♥フ/パ・() 朋(♥) 水	別官和	防災安全課
	・民有地に関しては、土地所有を	者に防災工事	費助成制度*や
	急傾斜地崩壊対策事業*の説明	をしながら、	適正な維持管
	理を行うよう促していきます。		
取り組みの方向	また、防災性の高いまちづくりを推進するために、ホームペ		
	ージや広報誌で啓発を図っていきます。なお、危険箇所につ		
	いては、自治会町内会や住民自治協議会等と連携して箇所		
	の把握や周知を図っていきます。		
明 本 乳 . 本 公	逗子市防災工事費助成金交付要綱、		
関連計画等	逗子市安全安心アクションプラン		
取り組み事業	崖地対策事業		

アクション	市内の交通改善	所管名	都市整備課 環境都市課
取り組みの方向	<ul> <li>・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行っていきます。</li> <li>・既存の公共交通を活用しつつ、乗合タクシーなどの新たな交通手段の活用を検討し、交通弱者の移動手段の導入を目指します。</li> <li>・神奈川県に三浦半島中央道路*の早期着工を要請することで、県道24号の交通渋滞の緩和に努めていきます。</li> </ul>		ーなどの新たな 手段の導入を目 を要請すること
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取り組み事業	道路改良事業、歩行者と自転車を 公共交通拡充支援事業	を優先するま	ち推進事業、

アクション	既設道路における支障物件*の 整理	所管名	都市整備課
取り組みの方向	<ul><li>・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理 を進めていきます。</li></ul>		
関連計画等	_		
取り組み事業	道路維持管理事業		

アクション	安全で快適な歩行空間の確保	所管名	都市整備課
			環境都市課
	・やさしい道づくり事業*にて歩	道整備工事を	·実施することに
	より、歩行空間の確保及び機能	2向上を図り、	誰もが快適に通
	行できる道路を整備します。		
取り組みの方向	・自動車利用の際、事故・公害・混雑を軽減するために、歩行		
	者・自転車・自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するな		
	ど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現		
	する仕組みの検討を行っている	きます。	
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先する	るまちアクシ	ョンプラン
時の知る事業	やさしい道づくり事業、歩行者と自転車を優先するまち推進		
取り組み事業	事業		

アクション	都市計画道路の整備	所管名	環境都市課
取り組みの方向	・都市計画道路の未着手路線の整備や廃止を検討していきま す。また、県や関係住民との協議調整を図っていきます。		
関連計画等	_		
取り組み事業	都市計画策定事業		

# 取り組み②: 道路の維持管理

アクション	道路舗装事業	所管名	都市整備課
	・個別施設計画(舗装編)に基づき、計画的な舗装修繕工事を		
取り組みの方向	行っていきます。		
以り組みり万円	また、個別施設計画に基づかない道路についても、道路の状		
	態により修繕を行っていきます。		
関連計画等	個別施設計画(舗装編)		
取り組み事業	道路舗装事業、道路補修事業		

アクション	道路アダプト団体*との協働に よる維持管理	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・道路等里親制度*を活用した市民協働による道路やポケットパーク*等の美化活動を推進していきます。		
関連計画等	逗子市道路等里親制度実施要綱		
取り組み事業	道路維持管理事業		

アクション	街路樹の維持管理	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・道路等を通行する車両や歩行者の安全を確保するために、 街路樹を適正に管理していきます。また、老朽化した街路樹 の多い地域では、植替計画を策定し、計画的な植え替えを行 っていきます。		
関連計画等			
取り組み事業	街路樹維持管理事業		

# 取り組み③:下水道の管理等

アクション	下水処理場等の再整備	所管名	下水道課
取り組みの方向	・老朽化した下水処理場の再整備に向けた基本構想の策定		
以り組みりが同	等、調査・研究を進めていきます。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略		
取り組み事業	下水道施設再整備事業		

アクション	下水道施設の長寿命化対策	所管名	下水道課
取り組みの方向	・ストックマネジメントに基づき、処理施設・設備及び管路		
以り配みの万円	の改築・更新工事を施行し、機能維持を図ります。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、下水道ストックマネジメント計画		
取り組み事業	長寿命化対策事業		

アクション	下水道施設の地震対策	所管名	下水道課
	・総合地震対策計画に管路を追加します。		
	・管路の耐震化による流下機能の	確保を図るた	こめ、耐震性能
	詳細診断を行います。		
	・避難者の健康被害や心理的ストレスを軽減するために、地		
取り組みの方向	域防災計画に位置付けられた防災拠点・避難所に貯留型の		
	マンホールトイレシステムを設置します。 2020 年度までに		
	5 箇所完了(逗子小、沼間小、小坪小、久木小、池子小)		
	し、2022 年度までに2箇所(第一運動公園、中学校1校)		
	追加する予定です。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、下水道総合地震対策計画		
取り組み事業	地震対策事業		

アクション	合流式下水道の改善対策	所管名	下水道課
取り組みの方向	・ハイランド地区において雨水管渠等を整備し、分流化を進めます。		
関連計画等	公共下水道事業経営戦略、合流式下水道緊急改善計画		
取り組み事業	合流改善対策事業		

## 2-3-2 バリアフリー化の推進

高齢化の急速な進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応 するため、道路施設や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

# 取り組み①:公共施設のバリアフリー化の推進

アクション	歩行空間における支障物の解	所管名	環境都市課
	消		都市整備課
	・歩道に放置された自転車や看着	板などが、視	覚障がいのある
取り組みの方向	人や車いす使用者等の移動を妨げないよう調査・点検し、市民		
	に理解と協力を求めていくとともに、支障物の解消に向けて		
	関係機関に働きかけます。		
関連計画等	逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン		
取り組み事業	歩行者と自転車を優先するまち推進事業		

アクション	市民協働による公共施設のバ リアフリー化の推進	所管名	障がい福祉課
取り組みの方向	・障がい者、高齢者その他の日等の機能上の制限を受ける者利用できるよう整備を進める設整備バリアフリー懇話会にニバーサルデザイン*の視点を図っていきます。特に避難がアフリー化を進めていきます。	が公共施設を ことについて て意見聴取を を取り入れた で設についてに	安全かつ快適に 、逗子市公共施 行うことで、ユ バリアフリー化
関連計画等	逗子市障がい者福祉計画		
取り組み事業	障がい者の住みよいまちづくり推進事業		

アクション	無電柱化の推進	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・幹線道路(市道)の無電柱化を推進することで、歩行空間の バリアフリー化を行っていきます。		
関連計画等	_		
取り組み事業	道路改良事業		

アクション	市道のバリアフリー化	所管名	都市整備課
取り組みの方向	・2003(平成 15 年)に策定した「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行っていきます。		
関連計画等	逗子市交通バリアフリー基本構想		
取り組み事業	道路改良事業		

アクション	国・県道のバリアフリー化	所管名	都市整備課 障がい福祉課
取り組みの方向	・歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県 ヘバリアフリー化を行っていくよう要望していきます。		
関連計画等	_		
取り組み事業	_		

# 2-3-3 土地の利活用

公有地を有効活用することで、公共施設の再配置・統廃合を行うととも に、利便性の向上及び地域の活性化を図っていきます。

## 取り組み①:民間活力を視野に入れた公有地の利活用

アクション	民間活力を活用した公有地の利 活用	所管名	企画課
取り組みの方向	・PFI*等の手法を用いることにより、民間ならではのアイデア、 ノウハウや資金を活用することによって周辺の快適性、利便 性の向上及び地域の活性化を図ります。		
関連計画等	_		
取り組み事業	JR 東逗子駅前用地活用事業		

## 2-3-4 公共施設の統廃合・再編・長寿命化

人口減少や少子高齢化の進展などによる公共施設等の利用需要の変化が予想されている中、インフラ資産\*を含むすべての公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを中長期的な経費や充当可能な財源見込み等も勘案し計画的に行うため「逗子市公共施設等総合管理計画」に基本方針等が取りまとめられました。

今後の具体的な取り組みは、逗子市公共施設等総合管理計画に位置付けられた個別施設計画で行い、進行管理は逗子市行財政改革推進本部で行います。

## 取り組み①:公共施設の統廃合・長寿命化

	逗子市公共施設等総合管理計		
アクション	画に基づき実施する公共施設	所管名	財政課、総務課
	等の統廃合・長寿命化		
	<ul><li>・公共施設等の更新、統廃合、長</li></ul>	寿命化などを	中長期的な経費
	や充当可能な財源見込み等も勘案し計画的に行います。		
取り組みの方向	今後の具体的な取り組みは、逗子市公共施設等総合管理計		
	画に位置付けられた個別施設計画で行い、進行管理は逗子		
	市行財政改革推進本部で行います。		
明 油 乱 而 炊	逗子市公共施設等総合管理計画、		
関連計画等	逗子市公共施設整備計画ほか個別施設計画		
取り組み事業	逗子市公共施設整備計画ほか個別施設計画に基づいた事業		

## 2-4 重点事業

第2章の2-3までに示したアクション内容のうち、逗子市総合計画における前期実施計画期間中に優先的に具体化するものとして選定した事業を重点事業に位置付け、進捗管理をしながら計画的に進めます。

## 重点事業1

事業名	狭あい道路整備事業	所管名	都市整備課	
事 業 目的: 狭あい道路を4m以上に拡幅し、防災活動や生活環境を向上させる 対象: 狭あい道路に接する土地所有者 手段: 後退部分の寄付を前提に、植木や塀等の移転・撤去の費用として、50万円を限度に補 助する。また、分筆・所有権移転等の登記手続費用を市が負担するとともに、市道と して道路整備をする				
	主な事業内容			
	2020 (令和2) 年度~2022 (令和4)	年度		
<ul><li>○道路中心線と後退線の確定業務</li><li>○後退用地の分筆登記及び所有権移転</li><li>○後退用地の舗装工事</li></ul>				
	目標【2022(令和4)年度】 現状【2020(令和2)年度末】			
狭あい道路	狭あい道路整備の申請件数が 224 件になっている       204 件			

## 重点事業2

事業名	崖地対策事業	所管名	都市整備課	
	目的: 道路沿いのがけ崩れ対策			
事業	対象: 道路を通行する車両や歩行者			
7 /	手段: 民有地に関して適正な維持管理を行うよう促していく。また、防災性の高いまちづく			
40T 255	りを推進するために、ホームページや広報誌等で啓発を図っていく。なお、危険個所			
概要	については、自治会町内会や住民自治協議会と連	携して箇所	の把握や周知を図ってい	
	< ∘			
主な事業内容				
	2020(令和2)年度~2022(令和4)	年度		
○防災工事費助成制度の活用の推進				
○急傾斜地崩壊対策事業の活用の推進				
○ホームページや広報誌等での周知				
○自治会町内会や住民自治協議会との連携による危険個所の把握及び周知				
目標【2022(令和4)年度】 現状【2020(令和2)年度末			【2020(令和2)年度末】	
防災工事費	助成件数 13件	5件		

## 重点事業3

事業名	下水道施設再整備事業	所管名	下水道課
事業概要	目的: 老朽化が進行する下水道施設を再整備することに対象: 下水道を利用する市民 手段: 再整備に向けた調査・研究等を進める。	より、持続	的な事業運営を図る。
主な事業内容			
2020(令和 2 )年度~2022(令和 4 )年度			
○浄水管理センターに関する基本事項の検討			
目標【2022(令和4)年度】 現状【2020(令和2)年度末】			
浄水管理センター再整備の方針が確定している。			項の検討の一部が完了し

# 重点事業4 (リーディング事業)

事業名	JR 東逗子駅前用地活用事業	所管名	企画課	
事業	事業 目的: JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用することで、駅周辺の快適性・利便性を向上させるとともに、活性化を図る			
概要	対象:市、市民、事業者 手段:市民や事業者、地権者との合意形成を図り、用地活用計画を策定する。 また、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、施設整備を行う。			
主な事業内容				
2020(令和2)年度~2022(令和4)年度				
○民間資金等の活用の検討				
○事業者選定				
○施設整備に係る実施設計				
○施設整備工事				
目標【2022(令和4)年度】 現状【2020(令和2)年度末】			【2020(令和2)年度末】	
(仮称) JR 東	夏逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備を行う。	基本構	想(案)を検討中	

## 重点事業5

事業名	歩行者と自転車を優先するまち推進事業	所管名	環境都市課
	目的: 安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通		
	アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組	みづくりの	実現。
事業	対象: 歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道	[路を利用す	る者及び市民、警察、行
	政、商店会、交通事業者などの関係機関等		
+or <del>-rs</del>	手段: 歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周	知・啓発活	動、楽しんで歩ける環境
概要	づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナー	の効果的な	周知と啓発、自転車を楽
	しむ風土づくり。公共交通の利用促進。車の利用	方法の見直	し。地域主体のコミュニ
	ティバス等の導入に係る研究及び運行に向けた支	援。	
主な事業内容			
2020(今和2)年度~2022(今和4)年度			

## 2020(令和 2 )年度~2022(令和 4 )年度

- ○JR 逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施
- ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布
- ○カーフリーデーの実施(共催)

○地域主体のコミュニティバス等の運行に向けた支援			
目標【2022(令和4)年度】	現状【2020(令和2)年度末】		
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実	アクションプランを策定した		
施されている	ノノンコンノノン を水圧した		